

# 本山町行政連絡

編集・発行 本山町役場

【隔週水曜日発行】

第1173号

## 新たな仕組みの空き家募集について

空き家を町が借りの上げ、耐震・改修工事を行ったうえで公的住宅として活用する「中間管理住宅」の候補となる空き家の募集を行います。

「中間管理住宅」とは、町が所有者から空き家を最大12年間借上げ、居住空間（風呂・トイレ・キッチンなど）を改修し、移住希望者に公営住宅として貸し出す仕組みです。

この仕組みで空き家を貸し出すと契約期間内の家賃収入は発生しませんが、住宅及び宅地の固定資産税に相当する金額は町が所有者にお支払いします。

また、契約終了後に改修された家屋が手元に戻るため、引き続き賃貸物件として活用できるほか売却する際にも可能です。

### よくある質問

- ① 知らぬが誰かに使われるのは心配。管理はだれがやるの？  
管理は町が担当します。
- ② 空き家に置いてある家財道具はいつやるの？  
基本的に家財道具は処分し、家の中は空っぽにしたいです。（荷物整理補助金を活用できます）
- ③ 耐震改修やリフォームにお金はかかるの？  
町が改修するため所有者の負担はありません。

- ④ 一度貸すと戻ってこないのでは？  
最大12年間の賃貸借契約とし、契約期間満了後は所有者にお返しします。
- ⑤ 12年後に住宅を返してもどうもきは、経年劣化による損傷も綺麗に直して頂けるの？  
入居者及び、町の過失による損傷は修繕を行います。経年劣化によるものは修繕の対象外です。

従前の空き家活用事業と同じく家屋の状態を確認させていただく必要がありますので、事業内容を詳しく知りたい方、ご興味のある方は政策企画課までお問い合わせください。

### 令和8年度第1回公募期間

4月1日（水）～4月30日（木）

【問い合わせ先】政策企画課 電話76-3915

## 春の全国交通安全運動について

4月6日（月）～4月15日（水）、春の全国交通安全運動が実施されます。町民一人ひとりが交通安全に対する意識を高め、交通ルールを守り、正しい交通マナーの実践を習慣付けることも、「一人ひとりが道路交通環境の改善に向けた取り組みを推進することにより、交通事故を防止しましょう。重点目標は次のとおりです。

### 重点目標

- ① 通学路・生活道路におけるいじめを始めとする歩行者の安全確保
  - ② 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上
  - ③ 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底
- 【問い合わせ先】総務課 電話 76-2223

## 友好交流町の

### 交流事業補助金について

本山町では友好交流町である北海道浦臼町との親善交流をより深めるため、交流事業を実施する団体に対して予算の範囲内で補助を行っています。交流事業の実施を希望される団体は、必要な書類を作成の上、募集期間内に提出をお願いします。

#### 【助成の対象】

本山町内の団体が5名以上の参加者で浦臼町を訪問もしくは受入をして交流事業を行う団体

#### 【補助対象経費】

#### 【訪問事業】

交通費、宿泊費（飲食に係る経費を除く）

#### 【受入事業】

資料代、送迎旅費、施設使用料、施設入場料等  
※受入事業に係る経費のうち町内の団体が負担する経費に限る。

#### 【補助率】1/2

#### 【助成金の限度額】

#### 【訪問事業】

1団体あたり5000円（1名あたり500円）

#### 【受入事業】

1団体あたり2500円

※詳細は本山町ホームページをご覧ください。  
政策企画課までお問い合わせください。

#### 【募集期間】

令和8年4月1日（水）～令和8年5月29日（金）

#### 【申込み・問い合わせ先】

政策企画課 電話 76-3915

※申請書類の様式及びデータは町ホームページ及び政策企画課にあります。

# 本山町ふるさと納税返礼品

## 開発・充実化補助金について

本山町は、ふるさと納税制度を活用した返礼品開発等へ取り組む者の支援をすることにより、1次産業者等の所得向上や、町内での雇用確保、町内産業の活性化、返礼品の充実化を図ることを目的に経費の一部を補助します。

### 【補助対象事業】

- (1) 返礼品開発事業  
返礼品を新たに開発若しくは既存の返礼品を改良する事業
- (2) 返礼品パッケージ等作成事業  
開発した返礼品のパッケージ等作成又は既存の返礼品のパッケージ等を更新する事業
- (3) 返礼品ペーシ作成事業  
開発した返礼品または既存の返礼品の画像特産品を紹介する文章等の作成を行う事業

### 【補助金額】

- (1) 返礼品開発事業  
1 事業者につき上限200万円
- (2) 返礼品パッケージ等作成事業  
1 事業者につき上限50万円
- (3) 返礼品ペーシ作成事業  
1 返礼品あたり上限2万円

補助率についてはすべて3/4

【申込締切日】  
令和8年7月31日（金）

【申込み・問い合わせ先】

政策企画課 電話 76-30915

※ 申請書類の様式及びデータは町ホームページ及び政策企画課にあります。

# 『緑の募金』にご協力をお願いします

令和7年度の『緑の募金』活動では、2009,768円の募金を集めることができました。特に家庭募金では、2007,000円も集まり、町民の皆様の協力、誠にありがとうございました。

また、本山町支部では令和7年度に左記の活動を実施し、緑化に関する普及啓発活動、森林学習を行うことができました。

### ● 本山町内新生児保護者及び妊婦対象

嶺北の木から生まれたファーストスプーン事業

### ● 本山保育所5歳児対象

嶺北の間伐材でクリスマスリースを作ろう

### ● 本山町内全小学生対象

第28回 緑に関する絵画コンクール 展示・表彰

### ● 嶺北中学校1年生対象

緑のマーク制作、ネイチャーゲーム

### ● 嶺北中学校2年生対象

環境ポスター制作、森林学習・竹の箸、コップ作製

### ● 嶺北高校生2年生対象

嶺北の間伐材で楽器を作ろう カホンの作製

### ● 本山町内在住者対象

ツリークライミング・ネイチャーハイキング体験

今年も「山や森の大切さ、みどりの街づくり」を目指し、5月中旬までに家庭募金（目安は3000円/戸）活動に取り組みます。

各地区の区長や町班長やご協力いただき募金を集めますので、町民の皆様のご理解・ご協力をよろしくお願い申し上げます。

【問い合わせ先】まちづくり推進課 産業振興班内  
公益社団法人 高知県森と緑の会本山町支部

電話 76-30916

# 特別児童扶養手当の支給について

特別児童扶養手当とは、身体・知的または精神に障がいのある20歳未満の児童を自宅で監護・養育している保護者に対して手当の支給を行なう制度です。支給要件に該当すると思われる方はお問い合わせください。

### 【支給要件】

児童の障がいがある①～③のいずれかに該当する場合

- ① 身体障害者手帳1、2級程度の障がいのある方
- および3、4級程度の障がいがある一部の方
- ② 療育手帳A1（最重度）、A2（重度）、B1（中度）の一部の方
- ③ 精神の障がいがあり、①、②と同程度以上と認められる方

### 【手当額】（令和8年度）

|    |    |         |
|----|----|---------|
| 1級 | 月額 | 5万8450円 |
| 2級 | 月額 | 3万8093円 |

### 【支給の制限】

該当する児童が施設などに入所している場合や、受給資格者・配偶者・扶養義務者に前年の所得が一定額以上あるときは支給されません。

【問い合わせ先】健康福祉課 電話 70-10000

# 特別障害者手当・障害児福祉手当の支給について

## 支給について

特別障害者手当・障害児福祉手当とは、重度の障がいのため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として支給される制度です。

支給要件に該当すると思われる方はお問い合わせください。

【支給要件】

- ① 特別障害者手当 20才以上の方  
障害児福祉手当 20才未満の方

② 精神又は身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある方

③ 在宅障害者（児）である方

④ 障害を支給事由とする他の公的年金等を受けていない方

⑤ 毎年の所得が基準以下である方

【手当額】（令和8年度）

- 特別障害者手当 月額 3万4500円
- 障害児福祉手当 月額 1万6500円

【支給の制限】

施設に入所している方や、医療機関等へ継続して3か月を超えて入院されている方には支給されません。  
【問い合わせ先】健康福祉課 電話 70-10600

令和8年4月よりの受付開始

高齢者の補聴器購入費助成制度について

近年、多くの研究成果から聴力低下が認知症やうつ病の発症に深く関係していることが明らかとなり、高い生活の質を保つためには「聞こえ」が重要であることが注目されています。

本市町では、介護予防や社会参加促進を目的に、補聴器の購入費用の一部を助成します。

【助成対象者】

次のすべての要件に該当する方

- ① 助成金申請時において、本市町に住所を有する満65歳以上の方

② 町税等の滞納がない方

③ 聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けていない方

④ 片耳の聴力レベルが40デシベル以上70デシベル未満で、耳鼻咽喉科の医師から補聴器の使用が必要と認められた方

【助成の内容】

補聴器（管理医療機器）本体の購入にかかる費用の2分の1の額（上限5万円）を助成します。

※補聴器の修理費や、メンテナンス費、集音器や助聴器など補聴器以外の機器、補聴器の付属品などは助成の対象なりません。

※申請にあたり支払った診察料や検査費用、医師意見書作成費等は自己負担となります。

【注意事項】

本事業の助成決定前に購入された補聴器は、助成の対象となりません。必ず補聴器を購入する前に申請してください。

【申請書類の入手方法】

役場健康福祉課にて入手、もしくは町ホームページからダウンロードしてください。

【問い合わせ先】健康福祉課 電話 70-10600

汗見川へき地診療所の

診療時間の変更（臨時）について

県道坂瀬吉野線道路改良工事の工期延長による通行時間制限をうけ、左記のように診療時間を変更します。

なお、通行時間制限解除後は通常の診療時間となります。

※変更期間※令和8年5月末まで（予定）

※診療時間※午前9時30分～11時

【問い合わせ先】健康福祉課 電話 70-10600

成人歯科健康診査のご案内

歯周病は、健康な歯を失う大きな原因となるだけでなく、糖尿病や心臓血管疾患、骨粗しょう症、誤嚥性肺炎など、全身のさまざまな疾患に影響し、健康を損なうリスクとなることが分かっています。生涯にわたって歯・口腔の健康を保つために、家庭でのオーラルケアとともに、定期的に歯科健診を受診することをお勧めします。

【対象者】

本市町に住民票がある20歳以上75歳未満の方

【健診実施機関】

高知県歯科医師会に所属する医療機関（事前に受診機関に実施可能かお問い合わせください）

【受診方法】

歯科健診を希望される方は、健康福祉課までご連絡ください。成人歯科健康診査健診票を交付します。

※20歳、30歳の節目の方には個別に郵送します。

【受診回数】受診票の有効期限内に1回

※事前に医療機関に予約の上、健診当日に健診票を持参してください。

【健診内容】問診および口腔内検査

【健診費用】無料（健診のみ）

※健診の結果、必要なら検査や治療等につきましては、健診機関からの指示に従ってください。

【問い合わせ先】健康福祉課 電話 70-10600

## 「コミュニティバス使用料の減免申請について」

「コミュニティバス」を利用される際に、証明書の提示で、本人の運賃が半額になります（第1種障害のみ同乗の介護者も適用）。令和8年度の申請を受け付けていますので、希望される方は健康福祉課までお越しください。

【対象者】・障害者手帳保持者（身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳など）

・運転免許返納者（返納日から1年間）

【減免額】運賃の半額（運転免許返納者は全額）

【申請】使用料減免申請書を町に提出（手帳や証明書、印鑑が必要です）

【問い合わせ先】健康福祉課 電話 70-110600

## 「障害者の就労相談について」

障害者の就労相談窓口を左記のとおり開設しますのび、お気軽にご相談ください。

なお、相談は事前予約制となっておりますので、相談日の3日前までに電話等で予約を入れてください。

【日時】4月17日（金）午後1時～午後3時

【場所】本山町役場1階 もじやまホール

【対象者】

○障害や病気のある方

・一般企業への就職を目指す方

・就労の継続や生活に不安のある方

○障害者を雇用している企業担当者や支援事業所の方

【問い合わせ・予約先】

障害者就業・生活支援センター「ゆいあい」

電話0888-8854-9111

## 「本山町生活応援地域振興券」の受け取りについて

令和8年2月1日を基準日とし、本山町の住民基本台帳に登録をされている方に、「本山町生活応援地域振興券」を送付しました。

不在票で指定されている保管期限が過ぎたものにつきましては、令和8年4月8日（水）午後5時本山町役場にて保管します。

地域振興券の受け取りをされていない方は、4月8日（水）以降にまちづくり推進課へお問い合わせのうえ、お手持ちの不在票と受取者本人が分かる書類をご持参ください。

【地域振興券概要】

①使用期間 令和8年4月1日（水）～

令和8年7月31日（金）

②額面 1人につき25,000円分

③1,000円×20枚綴り（500円×10枚綴り）

【問い合わせ先】まちづくり推進課産業振興班

電話 76-3916

## 「毎月第3木曜日は行政相談の日です」

行政相談委員は、国、県、市町村が行っている仕事に対する住民の皆さんの苦情や意見・要望を受け、その解決や実現のお手伝いをしています。

相談は、毎月第3木曜日（町役場で開設される行政相談所）で受け付けています。お気軽にご相談ください。

【日時】4月16日（木）午前10時から正午

【場所】役場1階 もじやまホール

【行政相談委員】筒井 幸弘

【問い合わせ先】総務課 電話 76-22233

## 「消費生活相談窓口の開設について」

本山町では、悪質商法などの被害から、住民の安心安全を確保するための取り組みとして、消費生活相談員による相談窓口を毎月第4木曜日（12月は第3木曜日）に開設します。お気軽にご相談ください。

【開設日時】左記日程の午前9時～正午

|      |           |          |
|------|-----------|----------|
| 令和8年 | 4月23日（木）  |          |
|      | 5月28日（木）  |          |
|      | 6月25日（木）  |          |
|      | 7月23日（木）  |          |
|      | 8月27日（木）  |          |
|      | 9月24日（木）  |          |
|      | 10月22日（木） |          |
|      | 11月26日（木） |          |
|      | 12月17日（木） |          |
|      | 令和9年      | 1月28日（木） |
|      |           | 2月25日（木） |
|      |           | 3月25日（木） |

【開設場所】役場2階 相談室

【相談内容】

詐欺被害・悪質商法による被害・多量債務など

※なお、日程・会場が変更になる場合は事前にお知らせいたします。

※予約は不要ですが、先着順に相談を受け付けるためお待ち頂く場合があります。

【問い合わせ先】

まちづくり推進課 電話 76-3916